

上越市市民投票条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、上越市市民投票条例（平成21年上越市条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(市民投票請求書等)

第2条 条例第5条第1項の規定による請求は、上越市市民投票請求書（第1号様式）により行うものとする。

2 条例第5条第1項の規定による申請は、上越市市民投票請求代表者証明書交付申請書（第2号様式）により行うものとする。

3 条例第5条第1項の代表者証明書は、上越市市民投票請求代表者証明書（第3号様式）とする。

4 条例第5条第2項の規定による却下の通知は、上越市市民投票請求等却下通知書（第4号様式）により行うものとする。

(投票資格者名簿の調製)

第3条 条例第7条第1項の規定による投票資格者名簿の調製は、上越市市民投票資格者名簿（第5号様式）により、毎年3月、6月、9月及び12月（以下「登録月」という。）並びに市民投票を実施する場合に行うものとする。

2 選挙管理委員会は、登録月の1日現在で、投票資格者を当該登録月の2日に投票資格者名簿に登録しなければならない。ただし、登録月の1日から7日までの間に市民投票の投票日がある場合その他選挙管理委員会が特に必要と認める場合は、登録の日を変更することができる。

3 選挙管理委員会は、市民投票を実施する場合においては、条例第8条第5項の規定による告示の日の前日現在における投票資格者を同日に投票資格者名簿に登録しなければならない。

(登録の抹消)

第4条 選挙管理委員会は、投票資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの者を投票資格者名簿から抹消しなければならない。この場合において、第4号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

(1) 死亡したことを知ったとき。

(2) 条例第3条第1項第3号に該当しなくなったことを知ったとき。

(3) 本市の区域内に住所を有しなくなったことを知ったとき。

(4) 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

(登録資格者名簿の閲覧)

第5条 選挙管理委員会は、条例第8条第5項の規定による告示の日から投票日後5日に当たる日までの間を除き、投票資格者名簿の抄本を閲覧させなければならない。

(投票の方法)

第6条 市民投票の投票を行う者（以下「投票人」という。）は、市民投票に付された事項に賛成するときは投票用紙の賛成欄に、反対するときは投票用紙の反対欄に○の記号を記載しなければならない。

(不在者投票)

第7条 投票人は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条第1項又は第2項に規定する者に該当する場合は、不在者投票を行うことができる。

(無効投票)

第8条 次に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄のいずれにも記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の賛成欄又は反対欄のいずれに記載したのか判別し難いもの
- (5) 白紙投票

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、同年4月1日から施行する。

(施行のために必要な準備)

2 この規則の規定による永住外国人に係る投票資格者名簿への登録の申請その他の投票資格者名簿の調製に関する手続については、この規則の施行の日前においても行うことができる。

(投票資格者名簿の調製の特例)

3 第3条の規定にかかわらず、選挙管理委員会は、この規則の施行の日現在における投票資格者を同日に投票資格者名簿に登録するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

(上越市印鑑条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

2 略

(上越市下水道排水設備指定工事店規則の一部改正に伴う経過措置)

3及び4 略

第1号様式（第2条関係）

上越市市民投票請求書

年 月 日

（宛先）上越市長

住所

氏名

㊞

次のとおり市民投票の実施を請求します。

| 市民投票に付そうとする事項 | の賛否を問う市民投票 |
|---------------|------------|
| 請求の趣旨 | |

第2号様式（第2条関係）

上越市市民投票請求代表者証明書交付申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

住所

氏名

㊞

次の者が市民投票を請求する代表者であることの証明書の交付を申請します。

| | |
|------------|-------|
| フリガナ 氏名 | |
| 住所 | |
| 性別 | |
| 生年月日 | 年 月 日 |

第3号様式（第2条関係）

上越市市民投票請求代表者証明書

| | | |
|------------------------|------------|--|
| 市民投票に付そうとする事項 | の賛否を問う市民投票 | |
| 市民投票請求代表者 | 氏名 | |
| | 住所 | |
| 年月日現在の投票資格者の総数の50分の1の数 | 人 | |
| 年月日現在の投票資格者の総数の4分の1の数 | 人 | |

上記の者が市民投票請求代表者であることを証明する。

年 月 日

上越市長



第4号様式（第2条関係）

上越市市民投票請求等却下通知書

第 号

年 月 日

様

上越市長 印

年 月 日付で請求等のあった市民投票の実施について、次の理由により
請求等を却下したので通知します。

却下理由

